

平成17年12月15日

会議録 審査内容

◇会議録

- 1 日 時 平成17年12月15日
開会 13時25分 閉会 13時36分
- 2 場 所 幕別町役場 5階会議
- 3 出席委員 7名
委員長 坂本 偉 副委員長 中野敏勝
委員 豊島善江 堀川貴庸 永井繁樹 佐々木芳男 大野和政
- 4 傍聴者
なし
- 5 職務のため出席した議会事務局職員
局長 堂前芳昭 課長 横山義嗣 係長 国安弘昭
- 6 審査事件
地方自治法第180条第1項に規定する委任事項について
- 7 審査結果
別 紙
- 8 審査内容
別 紙

委員長 坂本 偉

◇審査内容

(13:25 開会)

○委員長（坂本偉） ただいまから総務文教常任委員会を開きます。

本日の議題につきましては、皆さんのお手元に配布いたしました議案書のとおりでございます。1番の議会の委任による専決処分事項の指定について、地方自治法第180条第1項に規定する委任事項について協議をしたいと思います。

その前に私の方から一言、これについてお話ししたいと思います。

このことについては、先の6日の委員会におきましても資料等を配布しながら協議をいたしましたけれども、継続ということで今回に至っているところでございます。

そういう中で、今までの専決処分の事項の指定につきましては、お手元にお配りの資料のように、説明資料にもありますとおり、地方自治法第180条第1項の規定による議会の委任による専決処分の指定事項ということで、1番につきまして、公務上発生した自動車運行上の事故に係る1件50万以下の法律上町の義務に属する損害賠償の額を定めるということで、うたっております。

そういう中で、ここ最近、これ以外の自動車事故以外の明らかに町側に過失が認められ、軽易な過失事項については、専決処分ができないということで被害者並びに賠償者に対して速やかな対応ができないということで現在まで至っております。そんな中で、議決を得るために臨時会または定例会という形の中で議決をしてきている中でございます。

そういう中で議会発議ということで、今回総務文教常任委員会に先の議運の中で付託されまして、これを、今言われた自動車運行上の事故以外に対する対応ということで、考えてはいかがかということでお話がありました。そういう中で、このことについて協議をして専決できるような形で進めていかなければならないのではないかと考えております。そういう中で、今回このことについて協議をしていきたいなと思っておりますので、よろしくお願いたします。

それでは、ここに説明資料がありますけれども、事務局の方からちょっと説明していただけますか。

○事務局（横山課長） お手元に配布いたしました説明資料の案なんですが、左側に書いてあるのが現行になります。すみません。1番の損害賠償額の額という字に誤りがありました。申し訳ありません。訂正を願います。

ここでは先ほど委員長が言いましたとおり、50万以下の交通事故ということになっております。改正指定ということで、右側に書いてありますが、先ほど委員長が言いました、その他ということで、空白の万円以下ということを追加するように、こちらの案はそういう案になっております。

その他第2項、第3項、まだ第1項の自動車運転上の事故に係る50万というのは、今回そのままということで、このアンダーラインの部分、その他空白万円以下を追加してはどうかという案でございます。以上です。

○委員長（坂本偉） 今、課長の方からお話ありましたとおり、ここにもう一つ資料がありますけれども、町内で今まで自動車事故以外で起きた補償額と言いますか、補償内容を書いた状況が添付されております。これも参照していただき、参考にしながら進めていた

なければなと思っております。

それでは、委員の皆さんからご意見をいただきたいと思います。

永井委員。

○委員（永井繁樹） この給付状況の資料を見させていただきますと、この11月の1件、60万以上のはちょっと特殊な例ですね。街路灯の倒壊によるということですから、これだけはちょっと特殊だと思うんですけども、それ以外平成8年からずっと見させていただきますと、大体上限が20万台ですよ。30万までくらいかなと思うんですが、今回条例改正をするということになりますと、その都度頻繁にこの条例を改正するということにはならないと思いますから、やはり色々な意味を含めた中で、自動車の運行上に係るのは1件50万以下になっていますので、色々な状況を判断した時にこれを越えない金額、ですからその他の部分についても50万以下程度が妥当なのかなと、私は今判断しているところなんです。以上です。

○委員長（坂本偉） 他にご意見あれば出していただきたいと思います。

（なしの声あり）

○委員長（坂本偉） それでは異論がないようですので、このように決定してよろしいでしょうか。

それでは、その他、今言われた改正指定の1項の公務上発生した自動車運行上の事故に係る1件50万以下、その他50万円以下の法律上町の義務の属する損害賠償の額を定めること、ということで原文に対してこれを追加することによろしいですね。

（はいの声あり）

○委員長（坂本偉） それでは、そのように決定いたします。

それでは、この取り扱いについて皆さんにお伺いいたします。

先の議運において、これについては総務文教常任委員会に付託ということになりましたが、今後の取り扱いにつきましてどのようにするか、皆さんの方にお伺いしたいと思います。

議運の方からの付託がありましたけれども、委員会の意向をまたさらに議運の方に戻すのか、その辺の今後の進め方を協議したいと思います。

暫時休憩します。

（13：34 休憩）

（13：35 再開）

○委員長（坂本偉） それでは休憩を解いて会議を開きます。

それでは、今後の取り扱いにつきましては、委員会で今日決定したことを議運に私の方から申しあげまして、あと議運の中で再度この取り計らいを諮ってもらおうということによろしいでしょうか。

そのように決定いたします。

それでは2番のその他について入ります。

皆さんの方から何かご意見があれば、ありませんか。

（なしの声あり）

○委員長（坂本偉） それでは、以上をもちまして総務文教常任委員会を終わらせていただきます。

(13 : 36 閉会)